

平成25年1月29日に閣議決定された平成25年度税制改正の大綱の中で、中小企業に関係のある内容についてお知らせします。

1 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の創設

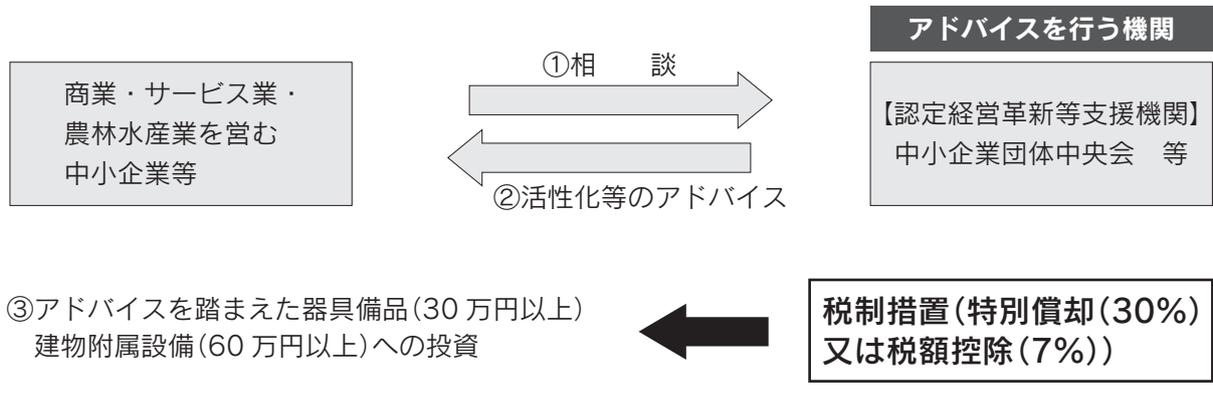
消費税率の二段階の引上げに備え、商業・サービス業及び農林水産業を営む中小企業等の活性化に資する設備投資を促進し、これらの産業の活性化を図る。

【適用期間：2年間(平成26年度末まで)】

改正概要

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等が建物附属設備(1台60万円以上)又は器具・備品(1台30万円以上)を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(注)を認める措置を創設する。

(注) 税額控除の対象法人は、資本金が3,000万円以下の中小企業等に限る。



2 生産等設備投資促進税制の創設

国内設備投資需要を喚起する観点から、国内設備投資を増加させた法人が新たに国内で取得等した機械・装置について、30%の特別償却又は3%の税額控除(法人税額の20%を限度)を認める。

【適用期間：2年間(平成26年度末まで)】

3 所得拡大促進税制の創設

労働分配(給与等支給)を一定以上増加させた場合、その増加額の10%の税額控除を可能とする所得拡大促進税制を創設するとともに、雇用促進税制を拡充し税額控除額を増加雇用者数一人当たり20万円から40万円に引上げなどの措置を行う。

【適用期間：3年間(平成27年度末まで)】

4 中小法人の交際費課税の特例の拡充

中小企業の交際費の支出による販売促進活動の強化等を図り、景気回復を後押しするため、中小企業(資本金1億円以下の法人)が支出する800万円以下の交際費を全額損金算入を可能とする。

【適用期間：1年間(平成25年度末まで)】